

(様式第 3 号)

令和 7 年 8 月 25 日

誓 約 書

国土交通省港湾局長 殿

所在地： 東京都港区海岸 3-26-1

名 称： 一般社団法人東京港運協会

代表者： 鶴岡 純一

申請者及び申請者の役員等は、みなと S D G s パートナー登録制度実施要綱第 3 条第 4 号及び第 5 号に規定されている要件に該当しないことを誓約します。

※みなと S D G s パートナー登録制度実施要綱第 3 条第 4 号及び第 5 号

- (4) 申請者及び申請者の役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者
その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合にはその代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団、暴力団員等の反社会的勢力又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) その他関係法令等に違反する重大な事実がないこと又は社会通念上、登録することがふさわしくないと判断される事由がないこと。